

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第一編 戦時経済の推移と労働統制

第二章 太平洋戦争の開始と労働統制

第二節 戦争初段階の労働統制

太平洋戦争へ突入する一年ほど前から、必要方面への労働力の補給はにわかに深刻な問題となってきた。しかも国策として農村人口四割確保が定められたため、農村の労働力に大きく期待することはできず、新しい労働力供給源としては、中小商工業の整備から生ずる労働力と女子および小学校卒業生にたよらざるをえなくなった。労働動員計画においては、一九四一年度は量的確保に、一九四二年度は質的充足に、比較的重点がおかれた。

一九四一年八月の閣議で決定をみた労務緊急対策は、「国民中一人の不労者、有閑者、無職者なきことを要請する」として、勤労報国精神の高揚、労務配置の調整、戦業転換の促進、国民登録制度の拡充、労務管理の刷新強化、勤労奉仕の組織化、労務者住宅の充足、民間団体の協力の八項目の対策をあげ労務の重点的配置とその効率的運営を目ざしたが、これ以後、労働統制は配置規制・徴用・勤労報国隊などを柱にして急速調で進行した。労務管理や賃金統制については、一九四二年ごろから「実情に即した」方向に進められた。

配置規制

長期戦下における労務需給を円滑にするために、青少年雇入制限令と従業員移動防止令(前身は従業者雇入制限令)を制定実施してきたが、これだけの制限ではまだ不十分であり、賃金統制令によって厳重に規正された重要事業場から、その実施の比較的緩慢な不急不要方面への労働者の移動がしきりに行なわれたので、両法令を一本建てにし、その内容を整備強化することになった。一九四一年一二月に公布され、翌年一月から実施された労務需給調整令がそれであり、移動制限政策から重点的な労務配置政策へ一段階進み、これによって軍需および時局産業への労働力の確保をねらったものである。

同令は重要事業場における移動防止を徹底し、従業員の雇入れ・就職・解雇・退職について種々の点から厳重な制限を設けた。すなわち、厚生大臣の指定する重要な工場・事業場の従業者で、自分の都合で退職したい場合や、事業主が解雇したい場合にも、国民職業指導所長の認可を受けなければ実際に行なうことはできなくなった。従来防止令では、他の工場・事業場への移動は防止できたが、退職して家で農業を営んだり、商売を始めたりする場合などは制限する方法がなかったが、この法令によって、自由な転職・退職も、雇主のかつてな解雇も、自由に行なうことはできなくなった。さらにいわゆる技能者および一般青壮年の雇入れ・就職を規制するとともに、労務供給業者の供給による従業者の使用の制限についても規定した。従業者移動防止令の場合には移動防止強化の抜け穴として働いていた前使用者の同意による移動は本令によってすべて許されないことになり、また解雇および退職が直接に厳重な制限を受けるとともに、一定期間雇用されて期間が満了しても、雇用契約は終了しないものと定められ、調整令指定工場の従業者はほとんど徴用に近い性格をおびるにいたったのである(後藤清「時局と社会政策」(2)、七二ページ)。

なお、一九四二年四月に行なわれた同令施行規則の改正によって、同系会社・工場内における労務者の転勤は非常に緩和された。

また、一九四一年三月に国民労務手帳法が公布され、一〇月からその全面的実施をみるにいたったことは前述したが、同法は労務手帳の交付によって労務者の使用就業を規制し、労務者自身の移動を抑制する目的をもつのみならず、労務配置の基礎を確立し、また労務者の国家的証明制度として労務管理に役だつほか、賃金統制その他の労務統制あるいは労働者年金保険制(一九四一年三月)の実施上にも必要なものであった。

なお、主として技術者供給のための緊急措置として、一九四一年一〇月に大学専門学校等の在学年限または修業年限の臨時短縮に関する勅令が公布されて、卒業期が繰り上げられ、またそれに呼応して中等学校卒業予定者中の就職者は年初から卒業期まで生徒の身分で実務に参加させることになった。

徴用と登録の拡張

強権を用いる労務充足の方法を用意した国民徴用令と、徴用の基礎となる国民登録を規定した国民職業能力申告令は、その後の改正を経てそれぞれ適用範囲が拡大されたことは上述したとおりであるが、太平洋戦争の開始前後に右の二勅令ともさらに改正され(申告令改正は一九四一年一〇月、徴用令改正は一九四一年一二月)、これによって一九四二年一月からは、徴用によって従事させる総動員業務と、国民登録をなすべき者との範囲を拡張して、ほとんどすべての労働力を網羅することとなった。すなわち、従来の申告令によって登録されていた一六歳以上五〇歳未満の特定の技能者・職業者のみでなく、一六歳以上四〇歳未満の男子と、一六歳以上二五歳未満の一般女子(配偶者ある女子を除く)についても登録の範囲を拡張し(「青壮年国民登録」、必要とあれば国家が徴用できることとなった。また申告を必要としない者でも「特別の必要ある場合」は直ちに徴用でき、徴用範囲も広げられ、国の作業庁や管理工場のみでなく、厚生大臣の指定する工場で行なう総動員業務にも徴用できることになった。同時に、被徴用者の家族に対して、軍事扶助とだいたい同様の扶助援護を行なうこととなり、またそのために国民徴用扶助規則が厚生省令で制定された。

また、医療関係者徴用令(一九四一年一二月)と獣医師等徴用令(一九四二年一月)がそれぞれ公布され、医師・看護婦等の徴用と被徴用者の使用や給料等について規定した。

勤労報国隊

時局が緊迫化するにつれて、労務動員問題が労働者のみでなく、「国民中一人の不労者、有閑者、無職者なき」いわゆる国民皆労態勢が必要とされ、新たに、緊要な産業部門における作業で比較的熟練を要せず、しかも臨時的な短期労務に、学生生徒はもちろん一般国民を広く動員し、その勤労奉仕をもって労働力の不足を補うため、また一面ではこれまで各地の各種団体等において個別的に存在した勤労奉仕隊を全国的に総合強化し義務化するため、総動員法第五条にもとづいて、一九四一年一一月に国民勤労報国協力令が制定され、一二月から実施された。国民徴用令が長期強制の動員制度であるとすれば、この報国協力令は短期任意(半強制)の動員制度ということができる。

同令により、一四歳以上四〇歳未満の男子と、一四歳以上二五歳未満の配偶者なき女子によって、職場ないし団体単位に国民勤労報国隊が組織され、無報酬で、時局下に必要な工場・鉱山・農業等の労働につくことになった。一九四二年一月はじめて東京府下の中等学校に適用され、また六月から本今により石炭増産運動に中小商工業者を動員することになった。

本令による協力は、直接に権力を発動して労働義務を課するわけではなく、団体の統制力にすぎないともいえるが、労働の場所については協力者の恣意を許さず、場所の規制においては徴用と同じく国家の管理権が用いられたのである。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
